

改正（案）	現 行
<p>1. 総論 （略）</p> <p>2. 協議の進め方 （略）</p> <p>3. 民間移行に係る支援措置</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 財産処分</p> <p>総務省の補助金を受けて整備した施設・設備については、その処分に対して一定の制限が課されている。具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条において、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」と規定されている。また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条において、「法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。」として「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合」等が規定されている。これを踏まえ、同法第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認については、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、総務省において承認基準を定めている。当該基準において、経過年数（設置後経過した年数）が10年以上である施設又は設備について行う財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く）等については、所定の様式にて報告を行うことで、財産処分が可能である旨規定している。</p> <p>すなわち、過去に総務省の補助金で整備した公設設備の場合、整備完了後10年以上経過した設備の無償譲渡に関しては、総務省（各総合通信局又は沖縄総合通信事務所（以下「総合通信局等」という。））に報告を行うことで、事業者に対して譲渡が可能である。仮に整備完了後10年未満の設備の譲渡等を希望する場合は、国庫納付に関する条件を付して承認することが原則となる。なお、<u>東日本大震災により被災した公設設備に関して、情報通信基盤災害復旧事業費補助金により復旧した場合、又はその他の災害により被災した公設設備に関して、高度無線環境整備推進事業の災害復旧に係る事業を実施した場合、当該復旧事業実施後10年以内であっても、当初の光ファイバ整備事業からの経過年数が10年以上であって、当該復旧事業から10年以上の役務提供が見込まれる設備を事業者は無償譲渡する場合は、国庫納付なしに財産処分が可能である。いずれにしても、財産処分を行おうとする場合は、各総合通信局等に相談すること。</u></p> <p>また、譲渡を行おうとする施設・設備の整備に係る地方債の償還が終了していない場合には、譲渡に際して繰上償還が必要となる場合がある。</p> <p>なお、その他省庁等の補助金を活用して整備したものについては、地方公共団体において財産処分についての条件等を確認することが望まれる。</p> <p>(4) （略）</p>	<p>1. 総論 （略）</p> <p>2. 協議の進め方 （略）</p> <p>3. 民間移行に係る支援措置</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 財産処分</p> <p>総務省の補助金を受けて整備した施設・設備については、その処分に対して一定の制限が課されている。具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条において、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」と規定されている。また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条において、「法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。」として「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合」等が規定されている。これを踏まえ、同法第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認については、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、総務省において承認基準を定めている。当該基準において、経過年数（設置後経過した年数）が10年以上である施設又は設備について行う財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く）等については、所定の様式にて報告を行うことで、財産処分が可能である旨規定している。</p> <p>すなわち、過去に総務省の補助金で整備した公設設備の場合、整備完了後10年以上経過した設備の無償譲渡に関しては、総務省（各総合通信局又は沖縄総合通信事務所（以下「総合通信局等」という。））に報告を行うことで、事業者に対して譲渡が可能である。仮に整備完了後10年未満の設備の譲渡等を希望する場合は、国庫納付に関する条件を付して承認することが原則となることから、各総合通信局等に相談すること。</p> <p>また、譲渡を行おうとする施設・設備の整備に係る地方債の償還が終了していない場合には、譲渡に際して繰上償還が必要となる場合がある。</p> <p>なお、その他省庁等の補助金を活用して整備したものについては、地方公共団体において財産処分についての条件等を確認することが望まれる。</p> <p>(4) （略）</p>
<p>4. 各論 （略）</p> <p>5. 本指針の見直し （略）</p>	<p>4. 各論 （略）</p> <p>5. 本指針の見直し （略）</p>